



妊婦情報事前登録制度

～妊婦さんの救急車利用について～

関川村では、村上総合病院の分娩休止に伴い、村上管内（村上市・関川村）で出産できる施設がなくなります。

「妊婦情報事前登録制度」とは、村上管内以外でも、安心して出産を迎えるために、妊娠や出産に関する情報を事前に村に登録していただき、消防に情報提供することで緊急時に医師の指示のもと、医療機関へスムーズに搬送することを目的としています。

対象者

- ・関川村に住所がある妊婦で登録を希望される方
- ・関川村に里帰り出産される妊婦で登録を希望される方

登録方法

- ・登録を希望される方は「関川村妊婦情報事前登録等届出書」を役場健康福祉課 健康推進班へ提出してください。
- ・届出書は役場健康福祉課にあります。
（村のホームページからダウンロードできます）



利用方法

- ・以下のような症状がある場合、出産予定の医療機関に電話連絡し、医師の指示を確認してください。
医師により、救急車での搬送を指示された場合は「119 番」へ通報してください。

《症状の例》

- ◎腹部の激しい痛みや出血がある。
- ◎腹部に強い張りを感じる。 …等

*搬送先は登録された出産予定医療機関となりますが、妊婦さんの状態等により搬送医療機関が変更になる場合もあります。

*村上管内（村上市・関川村）以外で救急要請をした場合、登録した情報は活用されません。

*登録事項に変更が生じた場合は、再度届出書の提出をお願いします。

【お問い合わせ】

関川村 健康福祉課 健康推進班 ☎0254-64-1472

裏面へ

利用方法のフローチャート



① 本人や家族が、出産予定医療機関へ電話

「お腹に激しい痛みがあります」
「出血があります」等の症状を伝え、
医師（助産師又は看護師）の指示を確認

② 医師により救急車での
搬送を指示された場合

119 番通報

「事前登録している関川花子です。
住所は関川村〇〇です。救急車をお願いします」



出産予定医療機関

③ 出 動



④ 医療機関へ搬送



届出情報を活用し出動、出産予定医療機関に状況を連絡します。

（＊村上岩船管内以外で救急要請をした場合、届出情報は活用されません）

妊婦さんの状況により、搬送医療機関が変更になる場合があります。